

2021年3月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ ル ム  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 島 禎 二  
(コード番号：7367 東証JASDAQ)  
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 経 理 吉 富 敏 雄  
部 長  
( TEL. 03-3440-2003)

### 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年3月2日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQスタンダードへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |  |            |
|---|--|------------|
| (1) 募集株式の数  | 当社普通株式   | 1,185,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定(2021年3月17日の取締役会で決定する。)  |            |
| (3) 払込期日  | 2021年4月5日(月曜日)   |            |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                  | 増加する資本金の額は、2021年3月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。                     |            |
| (5) 募集方法  | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社SBI証券、エース証券株式会社、松井証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |            |
| (6) 発行価格  | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2021年3月26日に決定する。)   |            |
| (7) 申込期間  | 2021年3月29日(月曜日)から<br>2021年4月1日(木曜日)まで  |            |
| (8) 申込株数単位  | 100株   |            |
| (9) 株式受渡期日  | 2021年4月6日(火曜日)   |            |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |  |            |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                   |  |            |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 650,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数
- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 神奈川県横浜市港北区          |           |
| 加藤友希                | 150,000 株 |
| 東京都品川区              |           |
| 田口佳子                | 150,000 株 |
| 神奈川県横浜市栄区           |           |
| 若鍋孝司                | 150,000 株 |
| 東京都千代田区             |           |
| 加島禎二                | 120,000 株 |
| 東京都千代田区西神田二丁目 3 番 3 |           |
| 株式会社アイランドプラス        | 80,000 株  |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 275,200 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数
- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 |               |
| 野村証券株式会社              | 275,200 株（上限） |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 275,200 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2021 年 5 月 6 日（木曜日）

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 払 込 期 日 2021年5月7日(金曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年3月26日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

#### 5. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、55,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 1,185,000 株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による株式売出し 650,000 株  
オーバーアロットメントによる株式売出し 275,200 株  
(※)

(2) 需要の申告期間 2021年3月19日(金曜日)から  
2021年3月25日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 2021年3月26日(金曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、  
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2021年3月29日(月曜日)から  
2021年4月1日(木曜日)まで

(5) 払込期日 2021年4月5日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 2021年4月6日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である加島禎二及び株式会社アイランドプラス(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月2日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式275,200株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2021年4月6日から2021年4月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 現在の発行済株式総数      | 5,041,300株      |
| 公募による増加株式数      | 1,185,000株      |
| 第三者割当増資による増加株式数 | 275,200株 (最大)   |
| 増加後の発行済株式総数     | 6,501,500株 (最大) |

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 1,004 百万円 (\*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 235 百万円 (\*) と合わせて、運転資金として①業務効率化とセキュリティ強化の充実を図ることを目的とした基幹システムへの投資、②中長期成長に向けた人材確保のため採用費及び人件費、③販売促進及び新規事業開発に向けたマーケティング活動に対する支出、④プロフェッショナルタレント(注：専門分野において経験を有し、独立して事業を行っている個人及び、人材開発サービスを提供している企業)への報酬の支払いを含む運転資金に充当します。

### ①業務効率化とセキュリティ強化の充実を図ることを目的とした基幹システムへの投資

顧客向けデジタルサービスの展開や事業効率の向上を目的として継続的にシステム強化を図ります。これらの支出として 450 百万円 (2022 年 3 月期 100 百万円、2023 年 3 月期以降 350 百万円) を充当する予定であります。

### ②中長期成長に向けた人材確保のため採用費及び人件費

当社グループの中長期的成長には、顧客企業との長期に亘るパートナーシップが重要であると考えております。そのうえで、顧客企業と共にディスカッションやコンサルティングを通じて課題を特定し、改善策や代替案を提案できる人材の確保が必要になります。これらの人材にかかる採用費及び人件費として、228 百万円 (2022 年 3 月期 73 百万円、2023 年 3 月期以降 155 百万円) を充当する予定であります。

### ③販売促進及び新規事業開発に向けたマーケティング活動に対する支出

当社グループは、既存事業の成長と新規事業創造及び新市場の創出に向けて、積極的に取り組んでまいります。そのため、既存事業の提供価値向上に向けた販売促進活動費用に加えて、新規事業開発に向けた新たなプロフェッショナルタレント等を発掘するためのマーケティング活動費用等として 172 百万円 (2022 年 3 月期 75 百万円、2023 年 3 月期以降 97 百万円) を充当する予定であります。

### ④プロフェッショナルタレントへの報酬の支払いを含む運転資金

当社グループでは事業遂行に際して、プロフェッショナルタレントの報酬の支払が発生します。当社グループの事業は季節変動を伴うことでプロフェッショナルタレントへの支出の一部が一時的に先行します。加えて、第 1 四半期は納税及び賞与の資金支出が発生するため、これらを統合した運転資金として 2022 年 3 月期に 300 百万円を充当する予定であります。

また、残額につきましては、新規事業開発のための運転資金に充当する方針ですが、具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 930 円を基礎として算出した見込額であります。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は企業価値を拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。

##### (2) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

|                                    | 2018年3月期        | 2019年3月期   | 2020年3月期   |
|------------------------------------|-----------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純利益金額                       | 8,117.32円       | 76.73円     | 69.72円     |
| 1株当たり配当額<br>普通株式<br>(うち1株当たり中間配当額) | －円<br>(－円)      | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) |
| A種優先株式<br>(うち1株当たり中間配当額)           | 500.00円<br>(－円) | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) |
| 実績配当性向                             | －%              | －%         | －%         |
| 自己資本当期純利益率                         | 34.1%           | 30.9%      | 22.1%      |
| 純資産配当率                             | －%              | －%         | －%         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 実績配当性向及び純資産配当率については、普通株式への配当を実施していませんので、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、2019年8月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、2019年3月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年3月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

|  | 2018年3月期      | 2019年3月期   | 2020年3月期   |
|--|---------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純利益金額   | 81.17円        | 76.73円     | 69.72円     |
| 1株当たり配当額<br>(うち1株当たり中間配当額)<br>普通株式<br>(うち1株当たり中間配当額) | －円<br>(－円)    | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) |
| A種優先株式<br>(うち1株当たり中間配当額)                             | －円<br>(5.00円) | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である加島禎二及び株式会社アイランドプラス、売出人である加藤友希、田口佳子及び若鍋孝司、当社株主である株式会社PINE RIVER、株式会社アイズ、山崎教世、小林剛、吉富敏雄、松村卓人、高橋稔、安池智之及び瀬戸口航並びに当社新株予約権者である古我知史他当社及び当社子会社の従業員26名は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年7月4日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し、上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であるセルムグループ従業員持株会は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年10月2日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年10月2日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2021年3月2日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。